

育児・介護休業等に関する労使協定

株式会社ティーエム・テックスと従業員代表 太田 浩文 は、奈良オフィスにおける育児・介護休業等に関し、以下のとおり協定する。

(育児休業、出生時育児休業の申出を拒むことができる従業員)

第1条 会社は、以下の従業員から1歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から1年（法第5条第3項及び第4項の申出にあつては6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

2 会社は、次の従業員から出生時育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護休業の申出を拒むことができる従業員)

第2条 会社は、以下の従業員から介護休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(子の看護等休暇の申出を拒むことができる従業員)

第3条 会社は、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員から子の看護等休暇の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

(介護休暇の申出を拒むことができる従業員)

第4条 会社は、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(育児・介護のための所定外労働の制限の請求を拒むことができる従業員)

第5条 会社は、次の従業員から所定外労働の制限の請求があったときは、その請求を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第6条 会社は、以下の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第7条 会社は、以下の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(柔軟な働き方を実現するための措置の利用申出を拒むことができる従業員)

第8条 会社は、次の従業員から柔軟な働き方を実現するための措置の利用申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(従業員への通知)

第9条 会社は、第1条から第8条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

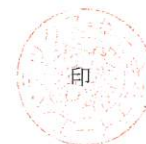
(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

令和 7年3月10日

株式会社ティーエム・テックス

代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 太田 浩文

